

令和 5 年 12 月 22 日
愛知県第三者管理協議会

第三者を利用世帯の代理とした契約に関するガイドライン（案）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針において、「特定機関は、利用世帯との間の請負契約に基づき、当該利用世帯の住居の所在地等において利用世帯に対し外国人家事支援人材による家事支援活動を提供するものとする。」としているが、法人を含む第三者（以下、「第三者」という）が利用世帯の代理として特定機関と契約を締結する場合には、以下の点に留意して実施するものとする。

1. 第三者を代理とする契約において特定機関が実施すべきこと

- (1) 利用世帯が第三者に代理権を授与したことを示す文書を特定機関と利用世帯の契約書又は特定機関と第三者の契約書に添付すること。
- (2) 特定機関は第三者に対して実施可能な家事の内容、提供場所（1（5）の内容を含む）、料金、支払い方法を明らかにし、第三者にこれらを利用世帯へ説明させること。また、特定機関と利用世帯、特定機関と第三者で取り交わす文書に明示すること。第三者から利用世帯への特定機関のサービスについての説明において不備があり、利用世帯が契約の解除を求める場合に、特定機関は第三者と協議してこれに応じること。
- (3) 特定機関は利用世帯に対して、実施可能な家事の内容、提供場所（1（5）の内容を含む）、料金、支払い方法について、家事支援活動を提供するまでに自ら利用世帯に説明すること。
- (4) 利用料金の一部または全部を第三者が利用世帯の代理として特定機関に支払う場合は、契約書等において支払いを代理することを明らかにすること。
- (5) 第三者の住所あるいは事業所の所在地は事業実施区域に限定しないが、利用世帯の住所は事業実施区域内であること。なお、提供場所である「利用世帯の住居の所在地等」とは、利用世帯が住居として用いている場所又は住居として用いる予定がある場所及び買い物や児童の送迎先等がこれにあたるものであり、共同住宅の共用部分や、会議室や宿泊場所として貸し出す目的で所有している住宅など、住居として用いられていない場所については対象とならない。

(6) 特定機関は、第三者と協議して利用世帯からの問い合わせ先を設定し、利用世帯に明示すること。第三者と特定機関のいずれか一方を問い合わせ先とする場合は、利用世帯からの問い合わせに対応する第三者と特定機関の間の連絡体制を構築すること。

(7) 外国人家事支援人材は特定機関の指揮命令の下、家事支援活動を提供するものであることから、特定機関は第三者が外国人家事支援人材に直接指示することのないよう取り決め、第三者から利用世帯にこれを説明するとともに、外国人家事支援人材に対して、第三者から指示があった場合は特定機関に報告するよう指導すること。

2. 第三者管理協議会への報告・監査に関すること

(1) 特定機関が第三者を代理とする契約を新たに行う場合は、利用世帯が第三者に代理権を授与することを示す文書の様式及び1(1)の契約書の様式について第三者管理協議会に事前に確認を受けること。その後、第三者管理協議会から確認を受けた当該文書及び契約書の様式と同じ様式で新たな第三者と契約を行う場合は確認は不要であるが、当該文書及び契約書の様式の変更を行う場合は第三者管理協議会に報告すること。

(2) 監査において、特定機関は第三者を代理とする契約の状況について、第三者の名称、代理としている利用世帯の件数を第三者管理協議会に報告すること。また、利用世帯が第三者に代理権を授与したこと、利用世帯の住所及び名称、提供するサービス内容及び料金の支払い元を示す資料を提示すること。